

甲州デイサービスセンターきぼう南アルプス事業所のご案内(重要事項説明書)

1.事業の目的及び運営方針

要介護、要支援及び事業対象者と認定された方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。また、地域密着型事業所として、地域との結び付きを重視し、運営推進会議の開催等を通じて、市町村やその他の保険・医療・福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

2.事業所の概要

事業所名	甲州デイサービスセンター きぼう南アルプス事業所
所在地 連絡先	〒400-0211 山梨県南アルプス市上今諏訪 461-3 TEL:(055)288-6700 FAX:(055)288-6701
事業所指定番号	1991600154
サービス提供地域	南アルプス市 *その他の地域もございます。
定員	18名以下(うち通所型サービスA 7名)
第三者評価の実施状況	なし

3.当事業所の職員体制

職種	業務内容等	人員
管理者	地域密着型通所介護事業所全体を統括し、援助及び指導を行う	宇野 真弓
看護職員	上司の命を受け、保健衛生及び看護の提供にあたる	1名以上
介護職員	上司の命を受け、生活介護の提供にあたる	2名以上
機能訓練指導員	上司の命を受け、機能訓練の提供にあたる	1名以上
生活相談員	上司の命を受け、相談業務にあたる	1名以上

4.当事業所の営業時間

営業日	月曜日から金曜日 8:00~17:00 まで(但し、12月29日から1月3日までを除く)
-----	--

5.サービス内容および利用料

サービス内容	<p>1)健康状態の確認:利用者の健康保持に留意し、疾病の予防と早期発見に努めます。 また、居宅サービス計画、介護予防サービス計画書に基づき、利用者の心身の状態や家族環境を把握します。</p> <p>2)日常生活上の援助(支援):日常生活動作能力に応じて、自立(自立支援)を目的に必要な介助を行います。</p> <p>3)送迎サービス:居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画、介護予防サービス計画書により提供します。</p> <p>4)運動器機能向上サービス:居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画、介護予防サービス計画書により理学療法士等が提供します。</p> <p>5)生活行為向上の支援:各生活行為において利用者の能力を引き出し、在宅生活で実際にその能力が活かされるような支援を行います。</p> <p>6)教養娯楽:利用者の社会性を保つことを目的に、教養娯楽を実施します。</p> <p>7)口腔機能向上サービス:居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画、介護予防サービス計画書により提供します。</p>
サービスの提供にあたって	<p>1)記録 事業者は、利用者の通所介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、別に定める「診療記録等の開示要領」によりこれに応じます。</p>

	<p>2) 身体の拘束等 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。</p> <p>3) 虐待防止の対応 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する担当者を置き、委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る ・事業所における虐待の防止のための指針を整備する ・事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する </p> <p>4) 秘密の保持及び個人情報の保護 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び家族等に関する個人情報の利用目的を別に定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。サービス提供に関する事業所間の情報共有等など個人情報を活用する場合について、別紙「個人情報保護規定」に沿って取り扱います。</p> <p>5) 衛生管理 事業所は、施設内の消毒清掃を行い、また飲用水、食器等の衛生的な管理に努めます。事業所における感染症の発生、またまん延を予防するために必要な措置を講じ職員に周知します。</p> <p>6) 非常災害対策 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。</p> <p>7) 緊急時の対応 事業者は、利用者に対し、看護師等の医学的判断により専門的な診察が必要と認める場合、利用者及び保証人が指定する者に対し連絡し、主治医、協力医療機関での診療を依頼することがあります。前項のほか、通所介護サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者又は保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。</p> <p>8) 事故発生時の対応 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は利用者に対し必要な措置を講じます。状況により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。</p> <p>9) ハラスメントの防止 事業所は、職員に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対し、ハラスメントについて説明を行い、職員に対し、研修を実施するなど必要な措置を講じます</p>
利用料	<p>1) 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし別表に定めるものとします</p> <p>2) 利用料金の支払い方法 利用料金のお支払いについて、原則的に口座振替となります。 振替日 山梨中央銀行 毎月 25 日 (休日等の場合は翌営業日)1回 他行銀行 毎月 26 日 (休日等の場合は翌営業日)1回 領収書は口座振替処理確認後に、翌月以降発行します。 利用者の都合により振替ができなかった場合は、その月の月末までに指定口座にお振込み、または事業所受付にご持参下さい。送金手数料は利用者負担でお願いします。</p>
施設利用に当たっての留意事項	<p>1) 利用に際しては、開始前に心身や生活の状況についての情報を確認させていただきます。</p> <p>2) ご利用にあたり、介護保険証や負担割合証を確認させていただきます。</p> <p>3) 金銭・貴重品等の管理は、ご利用者自身でお願いいたします。防犯上、多額の金銭や貴重品の持ち込みは控えていただきますよう、あわせてお願いいたします。</p> <p>4) 衛生管理上、飲食物の持ち込み、他の利用者に配るなどの行為はご遠慮ください。</p> <p>5) 事業所では、多くの方に安心して利用して頂くために、利用者の「営利行為、宗教等の勧誘、特定の政治</p>

	活動」は禁止します。また利用時間内の飲酒及び事業所内での喫煙はご遠慮願います。
サービス提供の中止について	<p>1)利用者からの利用中止 利用者及び家族は、事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、事業所の利用を中止することができます。</p> <p>2)当事業所からのサービス提供の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が要介護認定において自立と認定された場合 ・利用料金の支払いを1ヶ月以上滞納し、その後督促したにもかかわらず支払われない場合 ・利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な地域密着型通所介護サービスの提供が困難と判断された場合 ・利用者又は代理人が、当施設及び職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合 ・天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

6 要望及び苦情等の申し入れ

事業所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。
相談・苦情は、保険者である市町村や国民健康保険連合会でも受け付けています。

要望・苦情等受付窓口	連絡先
甲州デイサービスセンターきぼう南アルプス事業所 所長 宇野真弓	055-288-6700
医療法人銀門会 事務部部长 金子修	055-262-3121
南アルプス市 介護福祉課	055-282-6179
昭和町 いきいき健康課 介護保険係	055-275-8785
中央市 高齢介護課	055-274-8556
甲斐市 介護保険相談窓口	055-278-1693
富士川町 福祉保健課	0556-22-7207
甲府市 介護保険相談窓口	055-237-5473
国民健康保険団体連合会	055-233-9201

- ・利用者からの相談・苦情が上がった場合は、迅速かつ誠実に対応し、利用者の権利擁護に努めるとともに申出者や利用者に対して不利益とならないように扱います。
- ・相談・苦情の内容によって、調査等が必要な場合には、適切に対応し、その結果、改善が必要と認められる場合は必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、居宅介護支援事業者との連絡調整その他、必要な連携を図ります。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方の記名押印の上、各自1通を所持いたします。

重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け承知しました。

西暦 年 月 日

利用者 氏名 _____

家族 氏名 _____ (続柄: _____)

重要事項説明書の記載内容を説明しました。

事業者 医療法人 銀門会 中島 育昌(公印省略)

住所 山梨県笛吹市石和町四日市場 2031

電話 055-263-0242(代表)

説明者 _____